

四 作業環境について行うデザイン及びサンプル

五 登録

六 作業環境について行う分析

（登録）

第五条の三 前条の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

登録の申請をしようとする大学等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 大学等の名称、所在地及び設立年月日

二 大学等の設置者の名称

三 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設する年月日

四 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目の名称、範囲、履修方法、時間及び試験方法並びに該当科目を有する学科又は訓練科の名称及び設置年月日

五 第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を担当する大学等の教員又は職業訓練指導員（以下「教員等」という。）の氏名、略歴及び担当する該当科目並びに専任又は兼任の別

六 学生又は訓練生の定員（学科又は訓練科別）

七 教育上又は訓練上必要な機器、設備、標本及び図書の種類及び数

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 大学等の概要（設立の目的を含む。）を記載した書類

二 寄附行為又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書

三 維持経営の方法を記載した書類

四 大学等の入学資格又は入校資格を記載した書面

五 施設の面積を記載した書面、配置図及び平面図

第六条の四 第五条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない大学等の設置者は、登録を受けることができない。

第五条の五		登録基準	
作業環境	従事する者	科目	条件
シザうてつ境及イデ行いに	作業法関係	労働衛生法	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理学科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
二 第二種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者の知識経験を有する者	二 第二種第一項第二号イ又は二 第五条第一項第二号イ又は二 口に該当する者で、第一種作	労働衛生一般及び労働衛生管理	一 大学等が開設する科目が、第五条の二各号に掲げる科目に該当するものであつて、厚生労働大臣が定めるところにより行われるもの（以下「該当科目」という。）であること。 二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。 イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

業環境測定士となる資格を有するもの		三 前二号に掲げる者と同等以上 上の知識経験を有する者
評価	業環境の評価	作業環境評価
一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者	一 作業環境に付属する分析を行つて分類する	一 第一種作業環境測定士として三年以上作業環境測定の実務に従事した経験を有する者
二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科教系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上化學分析の実務又は研究に従事した経験を有するもの	二 作業環境に付属する分析を行つて分類する	二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科教系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上化學分析の実務又は研究に従事した経験を有するもの
三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	三 作業環境に付属する分析を行つて分類する	三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
四 教員等のうち二人以上は専任であること。	四 教員等のうち二人以上は専任であること。	四 教員等のうち二人以上は専任であること。
ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行つうことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。	ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行つうことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。	ハ ロの専任の教員等のうち、第一種作業環境測定士であるものが、作業環境測定を行つうことができる別表各号の作業場の種類ごとに、それぞれ少なくとも一人以上いること。
イ 第二条各号に掲げる機器	イ 第二条各号に掲げる機器	イ 第二条各号に掲げる機器
ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチャンバー及び排気又は廢液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物質を排出するおそれがあるとき有限る。）	ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチャンバー及び排気又は廢液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物質を排出するおそれがあるとき有限る。）	ロ 化学天びん、直示天びん又は電子天びん、乾燥機、純水製造装置、化学実験台、ドラフトチャンバー及び排気又は廢液の処理のための設備（分析を行う場合に有害物質を排出するおそれがあるとき有限る。）
ハ 試料採取機器	ハ 試料採取機器	ハ 試料採取機器
一 登録は、登録大学等登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。	一 登録年月日及び登録番号	一 登録年月日及び登録番号
二 大学等の名称及び所在地	二 大学等の名称及び所在地	二 大学等の名称及び所在地
三 大学等の設置者の名称	三 大学等の設置者の名称	三 大学等の設置者の名称
(登録の更新)	(登録の更新)	(登録の更新)
第五条の六 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	第五条の六 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	第五条の六 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。	二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。	二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第五条の七 登録を受けた大学等（以下「登録大学等」という。）は、正当な理由がある場合を除き、第五条の三第二項第三号から第七号までに掲げる事項に基づき、該当科目の実施に関する計画を作成し、これに従つて該当科目を開設しなければならない。

2 登録大学等は、毎事業年度開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録大学等は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した該当科目の結果について、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 該当科目的名称、範囲、履修方法及び時間
二 該当科目的試験問題
三 該当科目的教員等の氏名
四 該当科目別履修者数
五 その他必要な事項

（変更の届出）

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（該当科目の休廃止）

第五条の九 登録大学等は、開設している該当科目を休止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（改善命令）

第五条の十 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録大学等に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第五条の十一 厚生労働大臣は、登録大学等が第五条の七第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録大学等に対し、該当科目を開設すべきこと又は該当科目的実施方法その他の業務の方針の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止等の届出)

第四十八条の二 登録講習機関は、法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十九条の規定により講習又は研修の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、講習・研修業務休廃止届出書（様式第十四号の二）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が講習又は研修の業務の廃止の届出である場合は、第五十条の帳簿の写しを添付しなければならない。

3 登録講習機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第五十条の帳簿の写しを所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四十八条の三 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第四十八条の四 法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十条第二項第四号に規定する労働安全衛生法第五十五条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(講習の実施に関する事項)

第一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の

使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回路を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第四十八条の五 法第三十二条第六項の講習又は研修の実施に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 講習又は研修の実施時期、実施場所、種類、科目、時間及び受講定員に関する事項

二 講習又は研修の講師の氏名
(講習等の結果の報告)**第四十九条** 登録講習機関は、講習又は研修を行つたときは、当該講習又は研修が終了した日の

届する月の翌月末日までに講習・研修結果報告書（様式第十五号）に講習又は研修の修了者の氏名、生年月日、住所、講習修了証又は研修修了証の番号及び修了した講習又は研修の科目を記載した講習・研修修了者一覧を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

規定期による労働安

二 変更する年月日

全衛生法第四十六条

第三項第二号の

事項の変更の届出

があつたとき。

法第三十二条第三

事項において準用す

名称

一 登録講習機関の氏名又は

二 変更前及び変更後の講習修了証の番号及び修了した講習修了者一覧を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

三 行わぬものとする講習修了証の番号及び修了した講習修了者一覧を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

四 第四十七条の二の又は研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

五 全衛生法第四十六条

三 変更する年月日

四 第四十九条第三号の

事項の変更の届出

があつたとき。

法第三十二条第三

一 講習又は研修の業務の全

二 項において準用す

部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三 講習又は研修の業務の全

四 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

五 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

六 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

七 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

八 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

九 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十一 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十二 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十三 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十四 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十五 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十六 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十七 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十八 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

十九 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十一 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十二 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十三 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十四 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十五 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十六 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十七 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十八 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

二十九 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十一 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十二 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十三 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十四 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十五 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十六 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

三十七 部又は一部を休止し、又は廢止する登録講習機関の氏名又は

自ら行うものとす

三 自ら行うものとする講習

るとき。

又は研修の業務の範囲及びそ

の期間

三 行わぬものとする講習

部又は一部を行わないものと

規定期により都道府

又は研修の業務の範囲及びそ

の期間

三 行わぬものとする講習

部又は一部を行わないものと

規定期により都道府

部又は一部を行わないものと

又は登録講習機関の通知

が登録事務を行う場合において、法第十二条の

規定により作業環境測定士の登録を取り消した

ときは、その旨を指定登録機関に通知しなければならない。

第五十一条の五 法第三十二条第三項の登録事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項
二 登録事務を行う場所に関する事項
三 登録の実施の方法に関する事項
四 手数料の収納の方法に関する事項
五 登録証の交付、書換え及び再交付に関する事項

六 登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
七 登録事務に関する帳簿及び書類並びに法第七条第一項の作業環境測定士名簿の保存に関する事項
八 その他登録事務の実施に關し必要な事項
(登録状況の報告)

第五十二条の六 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、登録状況報告書(様式第十五号の二)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(不正登録者の報告)

第五十三条の七 指定登録機関は、作業環境測定士に登録に関し不正の行為があつたと思料するときは、直ちに、次の事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 当該作業環境測定士に係る登録事項
二 登録に関する不正の行為
(帳簿の作成と保存)

第五十四条の八 指定登録機関は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

一 各月における登録証の書換え、再交付及び返納の件数
二 各月における第十二条第二項の報告(作業環境測定士がその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る)及び前条の報告の件数
四 各月の末において登録を受けている者の人數

(準用)

第五十五条の九 第三十二条、第三十三条、第三十六条、第三十八条、第四十二条及び第四十三条の規定は、指定登録機関に関して準用する。

この場合において、第三十二条第一項中「法第二十二条第二項」とあるのは、「法第三十二条の二第四項において準用する法第二十二条第二項に規定する指

定試験機関(以下「指定試験機関」という。)とあるのは、「法第三十二条の二第二項に規定する指

定登録機関(以下「指定登録機関」という。)」と、同項第一号中「試験事務」とあるのは、「法第三十二条の二第一項に規定する登録事務(以下「登録事務」という。)」と、同項第二項及び第三項「法第三十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項前段」と、第三十六条中「法第二十五条第一項前段」とあるのは、「法第三十二条の二第二項後段」と、第四十二条中「法第二十九条第一項」とあるのは、「法第三十二条の二第二項において準用する法第二十九条第一項」と、第四十三条中「法第三十二条第三項」とあるのは、「法第三十二条の二第二項において準用する法第三十一

条第三項」と、同条第二号中「書類」とあるのとは、「書類並びに法第七条の作業環境測定士名簿」と読み替えるものとする。

第五十六条の三 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作業環境測定機関にならうとする者が個人サンプリング法を行うことができる別表に掲げる作業場の

二 作業環境測定機関にならうとする者が分析を行うことができる別表に掲げる作業場の

三 作業環境測定機関に准用する法第三十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項に規定する登録事務

四 作業環境測定の業務を行うために必要な事務所を有すること。

第五十七条の三 法第三十四条第二項において準用する法第十条の作業環境測定機関登録証(以下この章において「登録証」という。)は、様式第十七号による。

(登録証の書換え)

第五十八条の三 法第三十四条第一項において準用する法第十四条の五第一項の承継に当該届出に係る業務規程を添えて、該届出に係る業務規程を添付し、又は滅失したときは、作業環境測定機関登録証再交付申請書(様式第十八号)に当該損傷した登録証(登録証を滅失したときは、その事實を記載した書面)を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の再交付を受けることができる。

第五十九条の三 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 個人サンプリング法を行なうことができる場合にあつては、個人サンプリング法に關する事項

二 作業環境測定を行なうことができる別表に掲げた作業場の種類

三 測定料の額及びその収納の方法に關する事項

び前条に規定する事項を証する書面を添えて、その事務所の所在地を管轄する都道府県労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業環境測定機関にならうとする者が個人サンプリング法を行なうとする場合にあつては、第六条第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

第五十四条の二 法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十四条の五第二項の届出をしようとする者は、作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書(様式第三号の二)に承継の理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

(承継の届出及び登録証の書換え)

第五十六条の二 法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十四条の五第二項の届出をしようとする者は、作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書(様式第三号の二)に承継の理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

二 作業環境測定機関の地位を承継した者は、当該承継により登録証に記載された事項について変更が生じたときは、前項の作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書に登録証を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

第五十七条の二 作業環境測定機関は、登録証を損傷し、又は滅失したときは、作業環境測定機関登録証再交付申請書(様式第十八号)に当該損傷した登録証(登録証を滅失したときは、その事實を記載した書面)を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の再交付を受けることができる。

第五十八条の二 作業環境測定機関は、法第三十四条第一項第二号に掲げる事項について変更が生じたときは(法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十四条の五第一項の承継に当該届出に係る業務規程を添えて、該届出に係る業務規程を添付し、これを所轄都道府県労働局長等に返納しなければならない。

2 前項の規定により登録証の再交付を申請した者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを所轄都道府県労働局長等に返納しなければならない。

第五十九条の二 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 個人サンプリング法を行なうことができる場合にあつては、個人サンプリング法に關する事項

二 作業環境測定を行なうことができる別表に掲げた作業場の種類

三 測定料の額及びその収納の方法に關する事項

証書換申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

第五十六条の三 法第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第五十四条の五第二項の届出をしようとする者は、作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書(様式第三号の二)に承継の理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

二 作業環境測定機関に准用する法第三十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項に規定する登録事務

三 測定料の額及びその収納の方法に關する事項

る。種類に応じた別表に掲げる作業場の種類とす
実施している作業環境測定に係る指定作業場の
ず、その者が簡易測定機器以外の機器を用いて

証をその者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に返納し、又は記載事項の書換えを受けるために提出しなければならない。

附則（昭和五四年四月二十五日労働省令
第一八号）抄
(施行期日)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第十七条第十六号及び第十七号の改正規定は、昭和五十九年十月一日から施行する。

3 2 令附則第四条第一項の規定により法第七条の登録を受けようとする者は、法第九条第二項の規定及び第七条の規定にかかわらず、作業環境測定士登録申請書に令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有する者であることを証する書面を添えて、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に提出しなければならない。

合付則第四条第一項の規定により作業環境測定士登録を受けようとする者は、法第九条第二項の規定及び第七条の規定にかかわらず、作業環境測定士登録申請書に令附則第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有する者であることを証する書面を添えて、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に提出しなければならない。

のうち、別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く全科目を免除する。

この省令は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第七条の登録を受けたものは、昭和五十二年七月三十一日までに試験に合格したときは、遅滞なく、その旨を、書面により、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出を行う場合には、合格証を同様に規定する都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

令附則第四条第一項の規定により作業環境測定

(施丁期日) 第四号 抄

い）、様式第三号による作業環境測定士登録証書換申請書、同様式による作業環境測定士登

附則（昭和六三年九月一日労働省令第

第四条 令附則第三条又は第四条第一項の規定に
依り、三月を経過するに當り、前二項の登録を行つた者
の登録を、三項の規定により当該登録がその効力を失つた
ときは、遅滞なく、第八条に規定する登録証を、その者の
住所を管轄する都道府県労働基準局長を經由して労働大臣
に返納し、又は記載事項を書換えを受けるために提出しなければならぬ。

1 〔施行期日〕 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

3 錄証再交付申請書、新規則第十八号による作業環境測定機関登録証書換申請書及び同様式による作業環境測定機関登録証再交付申請書とみなす。

（施行期日）
二四号　抄
第一条　この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

より作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは昭和五十三年七月三十一日までに講習を了したときは、遅滞なく、その旨を、書面により、その者の住所を管轄する都道府県労働基準監査院を経由して労働大臣に届け出なければならぬ。尚ほの規定による届出を行ふ場合は、第十四

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年一〇月一五日労働省
令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年八月七日労働省令第
三三二号）
抄

項の規定による作業環境測定機関登録証書換申請書及び新規則第五十七条第一項の規定による作業環境測定機関登録証再交付申込書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

前項の規定による届出を行ふ場合には、請取者修了証を同項に規定する都道府県労働基準局長に提示しなければならない。

第一条 (施行期日) この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

する。
2 この省令の施行の際に交付されている改正
前の作業環境測定法施行規則様式第二号の作業

3 令附則第三条又は第四条第一項の規定により作業環境測定士となる資格を有することとされた者で、法第七条の登録を受けたものは、令附則第五条の規定により当該登録がその効力を失つたときは、遅滞なく、第八条に規定する登録

附則（昭和五十三年九月三十日労働省令
第三七号）抄
施行期日

環境測定士登録証は、改正後の作業環境測定士登録法施行規則様式第二号の作業環境測定士登録証とみなす。
附 則（昭和五九年三月二七日労働省令
第五号）

附 則（昭和六年九月一日労働省令第二六号）抄
（施行期日）

の改正規定及び第四条の規定は、昭和六十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年七月一二日労働省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一二月二七日労働省令第三〇号)

この省令は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第十七条に一号を加える改正規定は、平成四年十一月一日から施行する。

改正後の作業環境測定法施行規則第十七条第二十四条の規定は、第十七条に一号を加える改正規定の施行後に行われた作業環境測定法施行規則第十六条第一号から第四号までに掲げる科目の法第五条の作業環境測定士試験を受け、一部の科目について合格点を得た者について適用する。

附 則 (平成五年二月一二日労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一二月二〇日労働省令第三六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月二九日労働省令第四二号)

この省令は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成六年一一月一〇日労働省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 計量法(昭和二十六年法律第二百七号) 第百六十条の規定により計量法施行規則(昭和四十二年通商産業省令第八十号)第五十二条の第二号及び第三号の規定の適用については、計量法(平成四年法律第二百五十一号)第二百二十二条第一項の規定により計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)第五十条第一号に規定する環境計量士の登録を受けた者は、改正後の作業環境測定法施行規則第十七条第二号及び第三号の規定の適用については、計量法(平成四年法律第二百五十一号)第二百二十二条第一項の規定により計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)第五十条第一号に規定する環境計量士(濃度関係)の登録を受けた者とみなす。

附 則 (平成九年一〇月一〇日労働省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月一〇日労働省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月二七日労働省令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一月一一日労働省令第四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一一年三月三〇日労働省令第三八号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三〇日労働省令第四三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年一月二十日から施行する。

附 則 (平成一二年一月一七日労働省令第四四号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五二号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五四号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五五号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五六号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五七号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五八号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第五九号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第六一号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第六二号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これららの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用について、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為(省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた申請等の行為とみなす)は、改正前のそれぞれの省令による改正前のそれぞれの省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対する報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当機関又は職員に対して報告・届出・提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

第五条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第六条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による用紙に「(以下「旧作環則」という。)」の記載をした上、使用することができる。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

第八条 第十五条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則(以下「旧作環則」という。)による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第九条 第十五条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則(以下「旧作環則」という。)による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用する。

第十条 旧作環則第五十条の規定に基づき保存しなければならないとされている帳簿のうち、施

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日厚生労働省令第三九号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。

じ。)の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六四号）

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

別表 作業場の種類（第三条～第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行ふ屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百一十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四条の三に掲げる物を製

二 電離放射線障害防止規則第五十一条第一号に掲げる放射性物質取扱作業又は同条第二号の二に掲げる事故由来廃棄物等取扱施設三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若し

くは第二号に掲げる特定化学物質(同号34の2及び34の3に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二及び第三十四号の三に掲げる物及び次号に掲げる物を除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコードレス炉上において若しくはコードレス炉に接してコードレス製造の作業を行う場合の当該作業場

掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に
係るもの若しくは同表第二号3の2、1
0、11、13、13の2、15の2、2
1、22、23の3、27の2若しくは33
に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規
則別表第一第三号の二、第十号、第十一号、
第十三号、第十三号の二、第十五号の二、第
二十一号、第二十二号、第二十三号の三、第

様式第1号（第7条関係）

3 作業環境測定法又は労働安全衛生法(これらに基づく命令を含む。)の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

年 月 日 氏名

原生勞衛大臣 殿
擬定登錄機關

備考

1 原生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して原生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録登録権を間に持つ。その類似登録を基

厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納附し、その領収書を表面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の收入印紙を收入印紙欄に貼り付けること。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機間に提出すること。この場合にあっては、
登録登記申請書(登録登記申請書)、登録登記申請書(登録登記申請書)、登録登記申請書(登録登記申請書)

登録免許証を団に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。

3. 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあっては、領収書の貼り付けに付いて、実務登録免許税額に該当する額だけ(3万円未満)の紙面に貼り付けることを認めることとする。

代えて、高額登録免許税の額に相当する額の收入印紙を收入印紙欄に貼り付けることができる。

4. 送信機は、本件を使用してお申入は施行の併記の有無をしくて回り。併記を希望する場合は、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

5 ⑤欄、⑦欄及び⑨欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、⑤欄は「有」及び「無」のうち、いずれかに該当する文句を一つ選むこと。

6 ⑥欄は⑤欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑦欄は⑤欄において「第一種」の文字

を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

7 ⑧図は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。
8 ⑨図は、例えば「原生労働大伝から」、別冊第1号の作業場について作業環境測定を行うことができる。

「第一種作業規規測定士となることができるとの認定を受けた。」等と記入すること。

9 申請書には申請初6月以内に撮影した上三分身、正面、腰相、縦30ミリメートル横24ミリメートルの写真を添付すること。

10 提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書面を提示すること。

様式第二号（第八条関係）

様式第3号（第9条、第10条関係）

年 月 日 申請者
厚生労働大臣

（参考）
1. 両会議は、本件は特許権侵害事件である場合には、申請者の所持する証拠をも取扱いを以て審査を終了することによる。この場合には、特許権侵害事件の認定、その個別の特許権に付帯するに于て、手続費を支拂う所の費用を負担する。
2. 両会議は、特許権侵害事件が争合事件である場合には、特許権侵害事件の認定、その個別の特許権に付帯するに于て、手続費を支拂う所の費用を負担する。
3. 両会議は、特許権侵害事件が争合事件である場合には、特許権侵害事件の認定、その個別の特許権に付帯するに于て、手続費を支拂う所の費用を負担する。
4. 特許権侵害事件が「争合事件」では、「行政」が「民事」を文句として争う。
5. 「民事事件」とは争合事件の外、他の、あるからして争合事件の外に於て、当該請求には民事事件の当事者として訴えられた人物が争うことをいふ。
6. 特許権侵害事件が争合事件である場合には、特許権侵害事件の認定、その個別の特許権に付帯するに于て、手続費を支拂う所の費用を負担する。
7. 特許権侵害事件が争合事件である場合には、特許権侵害事件の認定、その個別の特許権に付帯するに于て、手続費を支拂う所の費用を負担する。
8. 「民事事件」の範囲、民事事件を含むとする。
9. 「民事事件」の範囲を含むとする場合、「民事事件」の「民事事件」の範囲に記載する。すなはち、申請した特許等の権利を有する者を争う場合を除く。

(2) 作業権の種別、個人サンプリング法の実施の有無又は作業権測定を行なうこと、並びに該事業者の種別の収容による書類替えの申請の場合は、その他の該事業者の内訳を記すこと。

北区立又は北区外の施設の要する者による書類の申請には、登録証及び書類替えの理由を記する書類を併せて持すること。

② 医療法人の申込書類以外の要換の書類の提出場合には、登録証を添付し、かゝる登録料及び登録料(医療費算定書)を算定料額5割又は各号に該当する者に基づいては(代引き不可)手渡すことを。

③ 他の施設の登録に際しては、登録料額を算定料額5割又は各号に該当する者に基づいては(代引き不可)手渡すことを。

9. 他の施設の登録に際しては、空きの申込書類の欄に登録料額を、登録料の減額による再交付の申込書類の欄に付けることを。但し、登録料額を算定料額5割又は各号に該当する者に基づいては(代引き不可)手渡すことを。

様式第3号の2（第56条の2関係）

様式第4号（第17条の2関係）

様式第4号の2（第17条の6関係）

様式第4号の3（第17条の6関係）

1. 令嬢が小敷生法則しくは作業権規定期定次はこれらに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の罰に処せられ、その執行を命ぜり。又は執行を受けることがなくなった場合か
らは、

2. 令嬢が基準に達せられなかつたことを常に上級者に報告せられ、その指摘しのほかに
起算して2年を経過しない時

3. 本人、その親等を行う業務のうちで上記に該当する者である時

4. その他

原生 宮 勇 大 伝 総 請書

都道府県労働局長

備考

1. 事務所の住所を有する者にて該住所で届出を行つたこと、及び、郵便局に
より該住所に郵便物が送付された場合は、受取書類を提出せよこと。

2. 令嬢は、本職の営業について、(1)個人は、個人タブリングの営業の範囲について、
(2)個人は、作業権規定期定を行うことができる作業の範囲について、(3)個人は、被承認者
に関する情報の取扱い範囲について、該する事項を(1)で囲ひこと。

3. 併記の欄には、本職の営業を除する業務を記入すること。

様式第4号(第17条の2関係)

姓	名	性別	年	月	日
原生	宮 勇 大	男	西	月	日
被承認者の氏名又は本名	原生 宮 勇 大	性別	男	月	日
被承認者の住所	東京都渋谷区渋谷一丁目一號	電話番号	03-1234-5678	年	月
被承認者の会員登録番号	12345678901234567890	年	月	日	年
被承認者の会員登録の期限	2024年12月31日	年	月	日	年

原生 宮 勇 大 伝 総 請書

都道府県労働局長

備考

1. 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

2. この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(第17条の6関係)

姓	名	性別	年	月	日
原生	宮 勇 大	男	西	月	日
被承認者の氏名又は本名	原生 宮 勇 大	性別	男	月	日
被承認者の住所	東京都渋谷区渋谷一丁目一號	電話番号	03-1234-5678	年	月
被承認者の会員登録番号	12345678901234567890	年	月	日	年
被承認者の会員登録の期限	2024年12月31日	年	月	日	年

原生 宮 勇 大 伝 総 請書

都道府県労働局長

備考

この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号(第17条の6関係)

姓	名	性別	年	月	日
原生	宮 勇 大	男	西	月	日
被承認者の氏名又は本名	原生 宮 勇 大	性別	男	月	日
被承認者の住所	東京都渋谷区渋谷一丁目一號	電話番号	03-1234-5678	年	月
被承認者の会員登録番号	12345678901234567890	年	月	日	年
被承認者の会員登録の期限	2024年12月31日	年	月	日	年

原生 宮 勇 大 伝 総 請書

都道府県労働局長

備考

この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式表4号の4(第17条の4開設)	試験院認証書登録
第 号	(ふりがな) 氏名
	年　月　日生
住 所	第2号 第16号
あなたは、年　月　日に実施した作業療法検定実習規則第17条 労働衛生一般及び労働衛生監査規則に関する検修を終了をしました。	年　月　日
登録試験院認証書登録 代考者 氏名	

様式第4号の6(第17回の様式)	
特許登録検査官登録権利登録事項変更登録出願人	
登録番号	年月日
提出者の氏名は各所及し記入 あつては、その代用者の氏名	
提出者の住所	電話()
変更前	変更後
変更前	変更後
変更しようとする年月日	
変更の理由	
年月日	

様式第4号の7(第17条の規格)	
書類登録届出書	
登録番号	
提出者の氏名又は名称	
提出者の住所	電話()
筆者開始年月日	
平 日	

様式第4号の(8)(表17条の付録)	
登録番号	登録年月日
提出者の氏名又は名称	
提出者の住所	
提出者に就する記載	
変更登録	新規登録
変更登録	登録登録
変更しようとする地所登記	
変更の理由	
申 月 日	

原生労働大臣 殿
参考 この提出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第4号の(1)(第17条の関係)	
試験免除認習業者登録届出書	
1	登録番号 6
2	提出者の氏名又は名称
3	提出者の住所
4	(R&D・開発)しようとする事 業の概要
5	(休止・廃止)年月日
6	休止の理由
7	(休止・廃止)の理由

原生勞働大臣 賀
總務

種別(第19回開幕)(画面)

参考

- ① 著者(元)が競馬場を運営する場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局に経営上原産業団地に提出すること、この場合においては「新規に当該の労働条件を収入人等の雇用契約に付けること」、また、裏面には、「雇用契約書、賃貸契約書、往来文書及び入出金手帳に付けること」。
- ② 駐車場の運営する場合や駐車場運営会社場合には、当該駐車場運営に提出すること。ただし、当該駐車場運営の労働条件が「めざまし」という手帳を交付し、収入印紙にはない。
- ③ 「運営に従事する者」が該当する場合は、該当する番号を記入すること。
- ④ 「運営に従事する者」が該当する場合は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 駐車場の運営に従事する場合は、該当する番号を記入すること。
- ⑥ 駐車場の運営に従事する場合は、該当する番号を記入すること。
- ⑦ 駐車場の運営に従事する場合は、該当する番号を記入すること。

ないこと。

様式第六号（第二十条関係）

様式第7号（第21条関係）

様式第8号（第26条、第69条関係）

年 月 日

姓名

備考

- 厚生労働省が扶助手数料についている場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局を経てして厚生労働省に提出すること。この場合においては、手数料に関する「個人登録」手数料は原則として免除される。
- 支給手数料の場合は、申請者が扶助手数料提出の場合は、当該扶助手数料期間に提出すること。この場合においては、扶助手数料の申請と扶助手数料規定の適用によるところに依り手数料を計算し、個人登録手数料はない。
- 概要及び備考は、該する番号に○で囲うこと。
- △欄は、該する番号に○で囲んだ者が該する番号に△で囲うこと。
- 合併等の事由による現行の申請の場合は、合併等を認定すること。
- 合併等の事由による現行の申請の場合は、その変更に起きた結果を述べる。

丁、社、材、書、類

年　月　日

此名

都道府県公職員
見習養育機関

備考

- 1 郡宮中「漢習」及び「研修」は、いずれも供する文字を〇で囲むこと。
- 2 都道府県公職員に行なう教育又は研修に就く場合は、都道府県公職員の印と、□印の二つあること。この跡は、その跡の上に、系譜用・相続用の個人記入欄の個人記入欄に記入する。

- 3 登録審査部門が「該文書は登録申請書」に申し立てた場合には、当該登録審査部門に提出すること。この場合にあっては、当該登録審査部門の審査手続に従うとともに、手数料を納付し、入金確認はしないこと。
- 4 例題1、対象使用人に氏本又は通称で登録記の登録の旨を示すと明記すること。併記を希望する場合には、併記を希望する氏本又は通称を記入すること。
- 5 例題2及び例題3、該当事項を「□」で囲むこと。ただし、「□」の2つについては、開設の及びその方の連絡者又は同様の開設の連絡者を受取ったときに記入連絡ができる。
- 6 例題及び例題は、研修を受けようとする者は記入しないこと。

様式第九号（第二十七条関係）

様式第10号（第28条、第69条関係）

様式第11号（第40条関係）

様式表第2号(第2名、専用欄)		捺印用紙		
作業規則提出書				捺印記
捺印記				（捺印用紙に記入する場合は、この欄に記入）
① 挽了細番号		第 1 次	第 2 次	
ふりがな		年 月 日	年 月 日	
② 申込者と同様に個人又は会社の印の捺印を有する （い、ずれかに印を捺す）		年 月 日	年 月 日	
許可を受ける 方（主に責任者）		年 月 日	年 月 日	
提出年 月日		年 月 日	年 月 日	
③ 申込者		（署名）		
④ 申込した項目		（署名）		
⑤ 受取した項目		（署名）		
両面提出書に 記入する		（署名）		
⑥ 両面提出書に 記入する		（署名）		

- 3 登録練習機関に提出する場合には、当該登録練習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、入会同意は點数なしのこと。
- 4 ④欄は、書類を用いた氏名又は筆記の希望の有無を〇で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 5 ⑤欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いずれか該当する文字を〇で囲むこと。
- 6 ⑦欄は、該する番号①又は番号②のこと。
- 7 犯行の預金による再交付の申請の場合には、印字部を記付すること。
- 8 犯行の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した箇部を記付すること。

様式11号(新規各欄間)		試験結果報告書					
		試験結果報告書					
△	□	第一種 電離線 測定器 測定器 修正量	第二種 電離線 測定器 測定器 修正量	第三種 電離線 測定器 測定器 修正量	第四種 電離線 測定器 測定器 修正量	第五種 電離線 測定器 測定器 修正量	合計
α放射 測定器 修正量	—	—	—	—	—	—	—
β放射 測定器 修正量	—	—	—	—	—	—	—
γ放射 測定器 修正量	—	—	—	—	—	—	—

代書者 氏名
原生 労働大臣

様式第12号（第44条関係）

様式第12号の2（第45条の2関係）

様式第13号（第46条関係）

様式第14号（第48条関係）

中請者

厚生労働大臣 聞
都道府県労働局長

備考

- 1 授業又は研修を実施する場所を管轄する都道府県労働局長は、該場所に研修を実施する場所が北上以北の都道府県労働局の管轄区域に位置する場合は、北上労働局に提出すること。
- 2 登録の申請を行う場合には、登録免許証を領印に附し、その旨を記入すること。
- 3 登録の更新の申請を行う場合には、手数料に相当する額の小銭を交付すること。
- 4 ①及び②に隣接して、隣接の更新を行う場合に限り、登録すること。
- 5 構造圖は、該構造の形状等の項目で記すこと。

被扶養者12号の2(第4条第2項)	
被扶養者扶養年月更迭届出書	
被扶養者名	
被扶養者の生年月日	
被扶養者の性別	
被扶養者の氏名	
被扶養者の住所	電話()
被扶養者の就業状況	
被扶養者の就業場所	
被扶養者の就業時間	
被扶養者の就業月日	
被扶養者の被扶養品目	

地主者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長 殿

敬啓

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた旨登録審査機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた旨登録審査機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後の代表者の略称を記載した旨記す印跡を押すこと。
- 3 この旨記す印跡が記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

株式会社(本拠地名)		登録認定書登録番号	
①	会社番号		
②	登記上の本店の住所	郵便番号()	
③	登記上の本店の名称	電話()	
④	実質的子会社の有無		
⑤	実質的支店の有無		
⑥	実質的代理店の有無	1. 事務所兼営業所兼工場兼倉庫 2. 事務所兼営業所 3. 営業所兼工場兼倉庫 4. 営業所兼工場 5. 営業所兼倉庫 6. 事務所兼倉庫 7. 事務所 8. 営業所 9. 工場 10. 倉庫	
⑦	実施する監査の科目		
⑧	実施する監査の目的		

原生労働大臣 厚生省労働局長
都道府県労働局長

参考 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関については厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関については当該都道府県労働局長に提出する。

様式第16号（第53条関係）

様式第十七号（第五十五条関係）

様式第18号（第56条、第57条関係）

様式第19号(第36条、添付各表類)	
著作権複製規定箇句開示書 書名 著作者 所交付	
入出庫 (印) (印) (印) (印) (印) (印)	
書名 著者 所交付 備考欄 (印)	
送付元又は受け取 り元 (印)	
著作権複製規定 の内容 (印)	
月 日	

中情者

原生 宜典・大島 靖の連携による研究

参考書

- 吉田義「『傳説』及『傳説II』」は、「小説世界の二字をで囲むこと」。
『傳説』と『傳説II』の構成を比較する。吉田義によると、『傳説II』は構成的に分けて、当該各章の「物語」が「傳説」であるからであるとしている。
- (1) 原生の「傳説」、氏名、氏法、氏法の代表的意義など、伝説、作編集論を行うことによってこの二つの作編集構成又は個人サンプリング法の実際への変更
- (2) 再評議の「傳説」は既成文義
- 甲子年版の「傳説」は「原生の『傳説』の構成を再評議の『傳説』と比較することによってこの二作編集構成の実際への変更とその意味を記述すること」。
- 4 種類の「傳説」の構成は、原生の「傳説」と記述すること。
- 5 世紀の「傳説」は「再評議の「傳説」の構成は、世紀の構成による再評議の「傳説」の構成の場合は「原生の『傳説』」と記述すること。

樣式第19号 削除

式別2号(第24各様題)	
各種規制を施す場合は記入せよ	
① 作業規定期制開催の 日数	
② 住　所 郵便番号()　　電話(-)	
③ 職種(ハンドル)並 る免職の有無	
④ 作業規定期制に於ける 各月の作業量	
⑤ 作業規定期定めた日付 年　月　日	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣

都道府県労働局長

権利者

1 厚生労働大臣の登録を受けた作業規範又は規則については厚生労働大臣に、都道府県労働局の登録を受けた作業規範又は規則については当該都道府県労働局長に提出すること。

2 本規則の登録を受けた作業規範又は規則については、該規範又は規則の登録を終了した日から起算して3ヶ月以内に提出すること。

様式第2号(第60条基準)	
著作権登録局監修専用便函及更正書	
著作権登録記載欄の修正	
著者登録番号() 姓 氏 電話()	
変更の内容	
変更した日 令和 年 月 日	
変更の理由	

谷田 年 月 日
届出者
厚生労働大臣
都道府県労働局長
備考 厚生労働大臣の登録を受けた作業規従測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業規従測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

单 份	合用单份或双份的单份
已用	未用
年 月 日	年 月 日
单份	合用单份或双份的单份
已用	未用
年 月 日	年 月 日